

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年3月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400050号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400065号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年7月1日から令和4年6月13日に訂正し、令和2年7月から令和4年5月までの標準報酬月額を8万8,000円とすることが必要である。

令和2年7月1日から令和4年6月13日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年7月1日から令和4年6月13日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月1日から令和4年6月13日まで

請求期間は、常勤の役員としてA社に勤務していたが、令和4年12月の年金事務所による事業所調査の際に、当時の事務担当者が私の請求期間に係る報酬を0円と記載した貸金台帳を提出したため、年金事務所の指摘を受け、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を遡って令和2年7月1日とする届出を行った。

しかし、当時の事務担当者が提出した貸金台帳の内容は誤っており、請求期間も報酬が支給されていたので、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、令和4年12月28日に、令和2年7月1日まで遡って喪失させる処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、B社は、令和4年12月に提出した請求者に係る貸金台帳は、現物給与等を反映していない誤った内容であったとして、正しい内容が記載された貸金台帳及び請求者に係る在籍証明書を提出しており、これらの資料から判断すると、請求者は、請求期間において、当該事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間の標準報酬月額については、上述の今回提出された貸金台帳から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年7月1日から令和4年6月13日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても還付(充当)されたことを認めていることから、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400096号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400066号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成22年8月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年8月から平成23年8月までの標準報酬月額については、18万円を20万円とする。

平成22年8月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成22年8月から平成23年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成22年11月30日の標準賞与額を3万7,000円、平成23年11月30日の標準賞与額を3万3,000円、平成24年10月31日の標準賞与額を3万3,000円、平成25年11月30日の標準賞与額を3万9,000円、平成26年10月30日の標準賞与額を3万8,000円、平成27年10月31日の標準賞与額を4万円、平成28年10月31日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成22年11月30日、平成23年11月30日、平成24年10月31日、平成25年11月30日、平成26年10月30日、平成27年10月31日及び平成28年10月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA事業所における平成25年11月30日の標準賞与額を4万円、平成26年10月30日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。平成25年11月30日及び平成26年10月30日の訂正後の標準賞与額(上記第1の2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金特例法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年8月1日から平成23年9月1日まで  
② 平成22年11月  
③ 平成23年11月  
④ 平成24年10月  
⑤ 平成25年11月30日  
⑥ 平成26年10月  
⑦ 平成27年10月  
⑧ 平成28年10月

請求期間①について、年金記録では、標準報酬月額が18万円となっているが、給与に係る明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額は20万円に相当する額となっているので、年金記録を訂正してほしい。また、請求期間②から⑧までについては、暖房手当として賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与に係る明細書（控）により、請求者は、請求期間①において、オンライン記録における標準報酬月額（18万円）を超える標準報酬月額（20万円）に相当する給与の支払を受け、請求期間①において標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年8月から平成23年8月までの期間について、請求者が主張する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額（18万円）に相当する額であることから、当該届書が事業主から提出された結果、年金事務所は、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑧までについて、A事業所が委託している税理士事務所から提出された請求者及び複数の同僚に係る源泉徴収簿、給与及び賞与に係る明細書（控）、給与集計表並びに請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書（控）、源泉徴収票（以下、「明細書等」という。）によると、請求者は、A事業所から、平成22年11月に3万7,500円、平成23年11月に3万3,333円、平成24年10月31日に3万3,333円、平成25年11月30日に4万円、平成26年10月30日に4万円、平成27年10月31日に4万円、平成28年10月31日に4万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成22年11月は3万8,000円、平成23年11月は3万4,000円、平成24年10月31日は3万3,000円、平成25年11月30日は3万9,000円、平成26年10月30日は3万8,000円、平成27年10月31日は4万円、平成28年10月31日は4万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成22年11月については3万7,000円、平成23年11月については3万3,000円、平成24年10月31日については3万3,000円、平成25年11月30日については3万9,000円、平成26年10月30日については3万8,000円、平成27年10月31日については4万円、平成28年10月31日については4万円に訂正することが必要である。

また、上記のうち請求期間②及び③に係る賞与の支払日については、平成22年11月及び平成23年11月のいずれの日か特定できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、便宜上、月末日である平成22年11月30日及び平成23年11月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間⑤及び⑥について、明細書等によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、上記第3の2の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者のA事業所における標準賞与額については、明細書等により確認できる請求者の賞与額から、平成25年11月30日は4万円、平成26年10月30日は4万円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の2の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除

く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400035号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400008号

## 第1 結論

昭和57年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した記録の訂正を認めることはできない。

昭和58年4月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成3年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで  
② 昭和58年4月から昭和59年3月まで  
③ 平成3年4月から平成5年3月まで

請求期間①及び②当時は、A県B市に居住しており、昭和57年及び昭和58年は自営業が赤字であったため、国民年金保険料を納付する余裕はなかった。請求期間①は、保険料の全額免除の申請を行ったが、その後に追納はしていないので、年金記録が誤っており、請求期間②は、見かねた母が、既に届いていた1年分の振込用紙を持って行き、保険料を納付してくれたが、年金記録では未納期間と記録されているので、納付した記録に訂正してほしい。

請求期間③当時は、C県D市に居住しており、平成3年及び平成4年は自営業が赤字であったため、請求期間③のうち、平成3年4月から平成4年3月まで、もしくは、平成4年4月から平成5年3月までのいずれか1年間について、国民年金保険料の全額免除の申請を行い、承認されたが、年金記録では未納期間と記録されているので、全額免除の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があり、オンライン記録によると、請求者は、基礎年金番号となった厚生年金保険被保険者番号の「\*」とは別に、「\*」の国民年金手帳記号番号が払い出され、同記号番号により市区町村及び社会保険事務所における国民年金の被保険者記録管理及び保険料徴収事務が行われていたことが確認できる。

また、上記「\*」の国民年金手帳記号番号に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料の納付記録は、請求者が日本年金機構に提出した「資格喪失者諸変更関係届」(令和元年10月4日受付)に基づき、令和元年10月29日に請求者の基礎年金番号に統合処理されていることが確認できる。

しかしながら、上記「\*」の国民年金手帳記号番号に係る請求期間①から③までの国民年金保険料の納付記録については、請求者の基礎年金番号に統合されるより前から、現在と同様、請求期間①に係る昭和57年4月から同年9月までは追納期間、昭和57年10月から昭和58年3月までは申請による全額免除期間であり、請求期間②及び③を含むその余の被保険者期間は未納期間と記録されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記「\*」以外の国民年金手帳記号番号の記録が請求者の基礎年金番号に統合された記録はなく、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システ

ムによる氏名検索を行ったものの、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、請求期間①について、国民年金保険料の追納を行っていないとする請求者の主張のほかに、当該主張を裏付ける関連資料は見当たらず、また、請求期間②について、請求者が、当該期間に係る国民年金保険料の納付書を持って行き、保険料を納付したとする請求者の母は、請求者の国民年金保険料に係る納付書を持っていたこと及び保険料を納付したことのいずれも記憶していない上、請求者自身は保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、請求期間③について、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の全額免除申請を行ったとする行政機関等を記憶しておらず、請求者の主張のほかに、全額免除の申請を行い、承認されたことをうかがわせる関連資料は見当たらない。

その上、請求者が、請求期間①及び②当時に居住していたと述べているB市、請求期間③当時に居住していたことが確認できるD市は、いずれも請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者の主張を裏付ける関連資料はなく、ほかに請求者の主張内容をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①については、国民年金保険料を追納した記録の訂正を、請求期間②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを、請求期間③については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することをそれぞれ認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400037号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400064号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年1月7日から同年4月1日まで  
② 昭和56年4月1日から同年8月26日まで

昭和54年1月7日にA社のB出張所に入社し、昭和56年8月20日又は同月25日に退社したが、年金記録では、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和54年4月1日、同資格喪失日が昭和56年4月1日となっている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、オンライン記録によると、請求期間①及び②後の平成元年にA'社となり、平成14年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成14年にC社に合併して解散していることが確認できるところ、C社は、請求者の勤務、厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除について、いずれも不明と回答している。

また、請求者の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和54年4月1日に被保険者資格を取得し、昭和56年3月31日に離職しており、厚生年金保険と同様、請求期間①及び②のいずれについても、雇用保険の被保険者であった記録はない。

さらに、請求者は、自身が当該事業所に入社及び退社した経緯について、当該事業所に勤務していた請求者の父(死亡)及び同人と親交があったとするB出張所長の名前を挙げて具体的に述べているが、当該B出張所長は病氣療養中であることから、請求者の請求期間①及び②における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる陳述を得ることはできなかった。

加えて、請求者は、当該事業所のB出張所において勤務していた同僚6人(請求者の父及びB出張所長を除く。)を挙げており、当該6人のうち生存及び所在が確認できた4人に照会し、3人から回答を得たところ、このうち請求期間①及び②当時に総務事務を担当していたとする者は、「当時、A社の社員として正式に採用した者については、健康保険及び厚生年金保険と雇用保険を同時に加入させていた。これらの保険に加入していない者については、A社の正規の社員ではなく、下請会社の所属とされている場合や個人の請負、アルバイト等として取り扱っていた者である。厚生年金保険に加入させていない期間について、厚生年金保険料を控除することはない。」と述べている。

その上、上記の回答が得られた3人のうち、他の一人は、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者と同様、当該事業所における被保険者資格取得日は昭和54年4月1日、同資格喪失日が昭和56年4月1日であるところ、「正確な時期までは覚えていないが、請求者と同時期にA社に採用されたと記憶している。その後、私は昭和56年3月

末で退職し、請求者の父と一緒に、A社の下請の建設会社で勤務しており、その下請会社の現場にも請求者がいた記憶がある。しかし、請求者が私と同時期にA社を退職したか、あるいは、昭和56年4月以後もA社の社員として勤務していたかまでは覚えていない。」と述べており、このほかに回答が得られた一人からは、請求者の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる回答を得ることはできなかった。

なお、請求者が当該事業所のB出張所に勤務していたとして名前を挙げた請求者の父及びB出張所長のほか同僚6人について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、上述の総務事務を担当していたとする者が述べているとおり、いずれも、請求者と同様、当該事業所における厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録は符合している。

また、請求者は、当該事業所はD社の下請会社であり、E業務に必要な資格や免許を取得するためにD社の研修施設に通っていた旨を述べているが、D社は、「当社の社員以外の記録は保管しておらず、請求者の資格等に関する記録を確認することはできない。研修施設の利用記録についても確認することはできない。」と回答している。

さらに、請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより国民年金に加入し、「\*」の国民年金手帳記号番号の払出を受けたことが確認できるが、同記号番号は、その前後の記号番号の被保険者資格取得状況調査により、請求期間②中の昭和56年5月に払い出されていることが推認でき、当該払出の時点において、請求者は、厚生年金保険ではなく、国民年金の被保険者として取り扱われていた状況が確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。